

小金井市災害廃棄物処理計画 (素案)

平成31年3月
(令和8年3月改定)
小金井市

目 次

第 1 章 基本的事項.....	1
第 1 節 背景.....	1
第 2 節 計画の目的.....	2
第 3 節 計画の位置付け.....	3
第 4 節 計画の対象.....	4
1. 対象とする災害.....	4
2. 被害規模の想定.....	4
3. 対象とする廃棄物.....	5
第 5 節 基本方針.....	6
第 6 節 処理目標期間の設定.....	7
1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ.....	7
2. 仮置場の概要.....	8
第 7 節 各主体の役割.....	10
1. 市の役割.....	10
2. 市民の役割.....	10
3. ごみゼロ化推進員の役割.....	10
4. 災害ボランティアの役割.....	10
5. 民間事業者の役割.....	11
6. 一部事務組合の役割.....	11
7. 東京都の役割.....	11
8. 国の役割.....	11
9. 協定事業者の役割.....	12
第 8 節 発災前後の業務の流れ.....	13
第 2 章 平常時の対策.....	14
第 1 節 組織体制の構築.....	14
第 2 節 協力体制・受援体制の構築.....	15
1. 国及び東京都との連携.....	16
2. 一部事務組合等との連携.....	16
3. 他自治体、民間事業者等との協定.....	16
4. 災害ボランティアとの連携体制の構築.....	16
5. 市民との協力体制.....	16
6. 広域連携体制の構築.....	16
第 3 節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討.....	17
1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像.....	17
2. 生活ごみ・避難所ごみの処理.....	21
3. し尿の処理.....	22

4. 災害廃棄物の処理	23
第4節 一次仮置場等候補地の検討.....	26
第5節 職員への教育訓練	27
第6節 本計画の見直し	27
第3章 初動期（発災後約1か月まで）	28
第1節 発災から24時間まで.....	28
1. 廃棄物処理に関する組織の設置.....	28
2. 廃棄物処理に関する情報収集	28
3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定	30
4. 周知・広報	30
第2節 発災24時間から72時間まで	32
1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討	32
2. 災害廃棄物発生量の推計	32
3. 片付けごみの収集体制の構築	33
4. 地区集積所の開設・運営	33
5. 災害廃棄物等の受入調整	34
第3節 発災72時間から1週間まで.....	35
1. 収集・運搬の実施	35
2. 一次仮置場の開設・運営	35
3. 支援の要請、広域連携体制の判断	36
第4節 発災1週間から1か月まで.....	37
1. 公費解体等の実施判断・準備	37
2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）	38
3. 補正予算編成及び補助金導入の検討	38
第4章 応急対策期から災害復旧・復興期	39
第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し	39
1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し	39
2. 処理スケジュール・処理フローの見直し.....	39
3. 組織体制、協力体制の見直し	39
4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討	39
第2節 被災家屋の解体撤去.....	40
第3節 国庫補助金業務	40
第4節 災害廃棄物処理の進捗管理.....	40

第 1 章 基本的事項

第1節 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断や廃棄物処理施設の被災により、廃棄物処理に大きな支障が生じました。これらのほかにも、近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」の一部改正や、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」への災害廃棄物対策事項の追加といった制度的な対応を行いました。さらに、東日本大震災等の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力の強化に取り組んでいます。

東京都は、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年東京都防災会議。以下「都の被害想定」という。）」の見直しを行いました。また、近年風水害が増加していることを踏まえ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等を図るため、令和 5 年 9 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定する等、災害廃棄物への対応力の強化に取り組んでいます。

表 1-1 これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物発生量	処理期間
東日本大震災	2011 年 3 月	3,100 万トン (津波堆積物を含む。)	約 3 年 (福島県を除く。)
阪神・淡路大震災	1995 年 1 月	1,500 万トン	約 3 年
令和 6 年能登半島地震	2024 年 1 月	422 万トン (2025 年 1 月時点)	約 2 年※
平成 28 年熊本地震 (熊本県)	2016 年 4 月	311 万トン	約 2 年
平成 30 年 7 月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	2018 年 7 月	190 万トン	約 2 年
令和元年台風第 19 号	2019 年 9～10 月	109 万トン	約 2.5 年
新潟県中越地震	2004 年 10 月	60 万トン	約 3 年
令和 2 年 7 月豪雨	2020 年 7 月	42 万トン	約 2.5 年

参考：令和 6 年度災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋（令和 6 年度 環境省）

※ 本計画改定時において石川県が設定した処理目標期間を示します。

第 2 節 計画の目的

災害時には、被災家屋の後片付けにより生じる廃棄物、損壊家屋の解体・撤去により発生する廃棄物、避難拠点等から排出される避難所ごみ等に加えて、家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理しなくてはなりません。これらの廃棄物の処理が滞ると、市民の健康や生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあります。また、その後の復旧・復興の妨げにもなります。

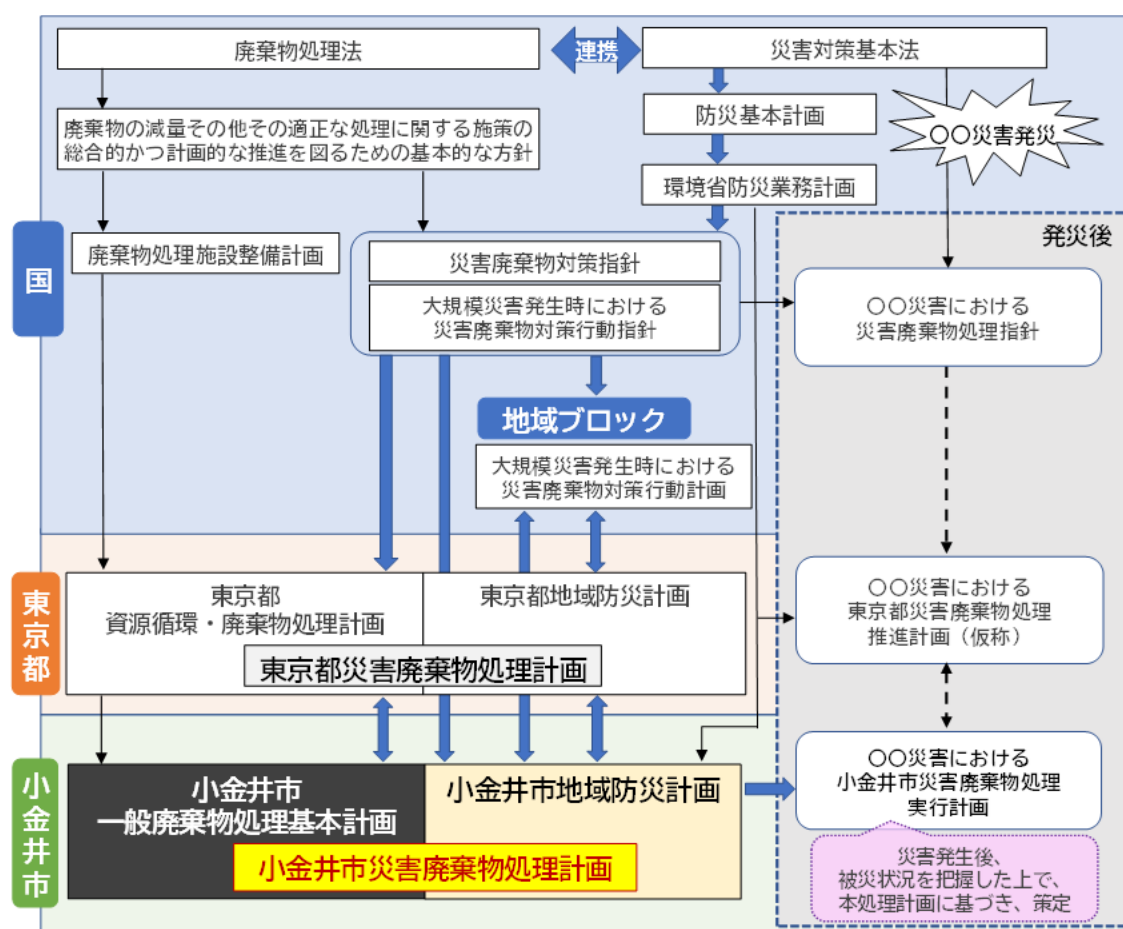
「小金井市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、大規模災害の発生時に、膨大に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するための基本的事項を定めるものです。

発災後、市は、本計画に基づき初動対応を実施します。その後、災害の規模や被害状況等に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画です。同じく、国が定めた「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「小金井市地域防災計画」等の関連計画等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

各計画や法令等との相互関係は図 1-1 に示すとおりです。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和 5 年 9 月 東京都）を基に一部加筆

図 1-1 本計画の位置付け

第4節 計画の対象

1. 対象とする災害

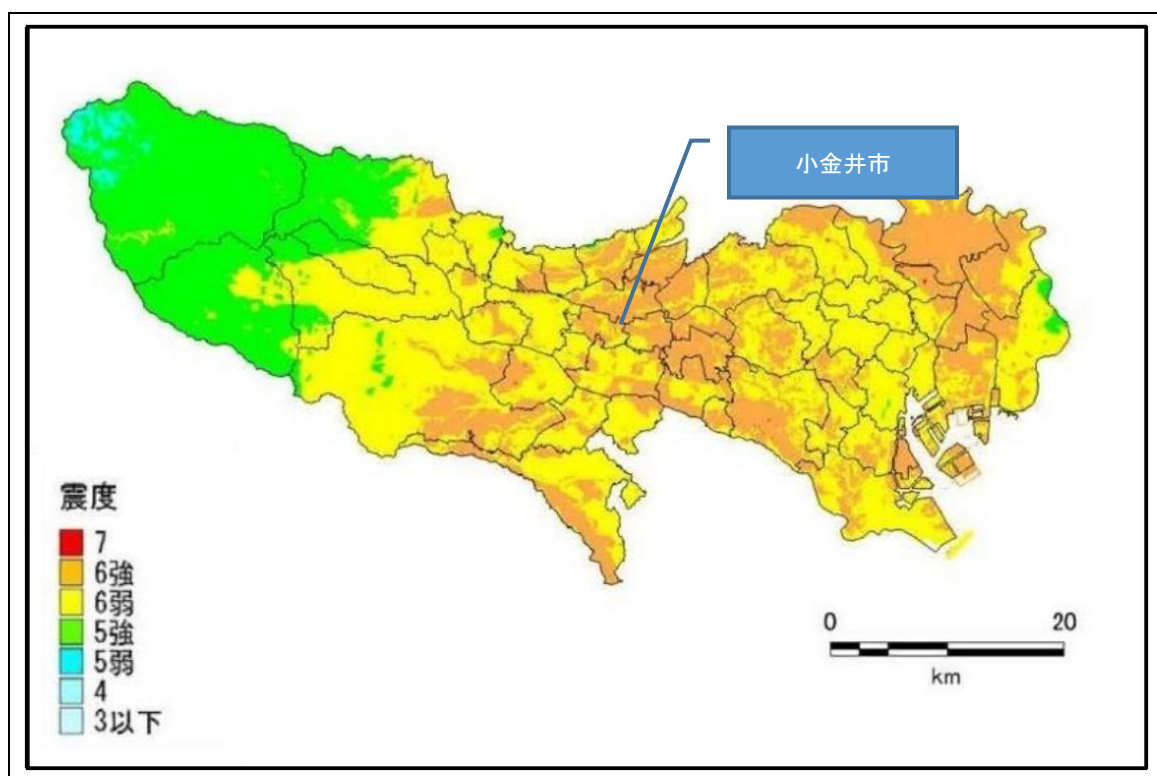
本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。（対象とする災害の詳細は巻末資料 P○参照）

2. 被害規模の想定

風水害等による被害は地震と比較して限定的となることが想定されるため、本計画では、主に地震災害による最大規模の被害を想定します。令和4年5月に見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年 東京都防災会議）における市の最大規模の被害（図 1-2 多摩東部直下地震）として、家屋の全壊被害 445 棟、半壊被害 1,567 棟などにより約 20 万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。（被害規模の詳細は巻末資料 P○参照）

風水害により発生する廃棄物は、水を含んでいて腐敗が早い、台風の通過後すぐに後片付けが始まり一斉に排出されるといった特徴があります。風水害特有の課題については、それぞれの項目において特記します。

※風水害への対応箇所については「★」により示します。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

図 1-2 多摩東部直下地震（M7.3、最大震度 6 強）

3. 対象とする廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市域内で発生した災害廃棄物は市が包括的な処理責任を負います。災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、被災家屋の後片付けによって発生する片付けごみ、被災家屋等の解体により発生する解体ごみ及び被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ・避難所ごみ等が発生します。

発災後においても、被災を免れた家屋から発生する生活ごみは、被災状況を勘案した上で、原則として平常時と同様に処理します。ただし、平常時と同様の処理が困難な場合は、生活環境を悪化させないよう配慮し、収集するごみの種類、排出場所等に制限を設けて処理を行うこともあります。

本計画で対象とする廃棄物は、表 1-2 の赤枠で示すとおりです。

事業系一般廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととします。平常時において市が収集・運搬している小規模事業者等の事業系一般廃棄物については、処理施設等への搬入が困難になる場合、必要に応じて排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請します。

火山噴火が発生すると膨大な火山灰の発生が懸念されますが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物には該当しません。ただし、市の地域防災計画では灰の処理に関する対策を定めていることから、灰の処理や、火山灰と災害廃棄物が混合状態となり分離が難しくなった際の対応については、国や東京都と協議して指示を得ながら庁内他課と連携して対応に当たります。

表 1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類		内容
一般 廃棄物	災害廃棄物	・被災家屋から排出される家財道具等（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（解体ごみ） ・道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物 ・仮設トイレからのし尿 ・その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	・被災した市民の排出する生活ごみ、使用済携帯・簡易トイレ（通常生活で排出される生活ごみを除く。） ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
	家庭ごみ、し尿	・通常生活で排出される生活ごみ・し尿
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆・変更

第5節 基本方針

本計画は、災害廃棄物処理を進めるに当たって、市民の生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧・復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即し、次の7つを基本方針として定めます。

表 1-3 基本方針

安全で安心できる処理	復旧・復興に資する処理	持続性を確保できる処理
------------	-------------	-------------



① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生的な処理を図ります。
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺市民や処理従事者の安全の確保を徹底します。
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

第6節 処理目標期間の設定

災害時は、生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る問題を確認し、問題がある場合はそれを解決し、速やかに生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を再開します。

早期の復旧・復興に向け、片付けごみ、解体ごみ等の災害廃棄物の処理は、可能な限り早期の完了を目指します。

処理目標期間は、災害の規模に応じて個別に設定しますが、過去の大規模災害における処理期間を踏まえ、最長で3年とします。

なお、個別の災害の処理期間について国の指針等が示された場合は、その期間と整合性を図り設定します。

1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ

大規模な災害が発生した場合、廃棄物処理において一部事務組合を構成し処理している構成自治体と一部事務組合とで、災害廃棄物を合同で処理するための組織（災害廃棄物合同処理本部）を立ち上げて対応します。

大規模な災害が発生した際は膨大な災害廃棄物が発生することから、平常時の廃棄物処理施設等だけでは処理目標期間内に災害廃棄物を処理できないことが想定されます。災害廃棄物処理を加速化させるため、災害廃棄物合同処理本部や東京都等の各主体と連携して、広域処理することを検討します。

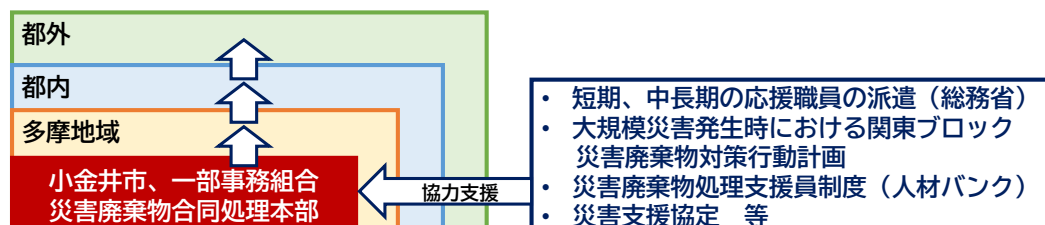


図 1-3 各主体との連携の考え方

2. 仮置場の概要

仮置場とは、被災家屋等の後片付け、損壊家屋の解体等により発生した災害廃棄物のうち、処理施設に直接搬入できないものを一時的に保管するため臨時に設置するものです。

市は、発災時に発生する膨大な量の災害廃棄物を処理目標期間内に適正に処理するために、緊急仮置場、地区集積所、一次仮置場の3種類の仮置場を設置します。また、甚大な被害が発生した場合は複数自治体により合同で二次仮置場も設置することを検討します。

仮置場の分類は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 仮置場の分類

分類	役割・特徴
緊急仮置場	・市による戸別収集の対象となる片付けごみの緊急排出先とする。 ・原則、平常時にごみを排出している場所（自宅前等）とし、市民（災害ボランティアを含む。）自らが排出することとする。ただし、救助捜索活動や緊急車両など通行の妨げにならないよう注意する。 ・平常時のごみ収集が再開された際は、生活ごみと混合化しないよう片付けごみと表記をする等、この段階でできる限り分別して排出する。 ★水害等で被害が局地的な災害の場合、緊急仮置場での排出のみで対応する場合もある。
	開設時期・使用期間
	・収集体制を速やかに構築し、可能な限り早期に市が指定 ・被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数週間

分類	役割・特徴
地区集積所	・被災家屋から排出される小型家電等の片付けごみを一時的に集積する。 ・原則、市民（災害ボランティアを含む。）自らが搬入することから、可能な限り被災地域全域に設置する。 ・自主防災組織等が市と協議し選定・管理する集積所を含め、市が選定した中規模な市内の公園等とする。 ・市が指定する品目を分別して集積する。（分別例：廃家電（家電4品目以外）、金属（40cm以上）、プラごみ（40cm以上）、布団、危険物等） ※冷蔵庫の中身や使用済携帯トイレの腐敗性ごみ、衛生ごみは、地区集積所には出さず、生活ごみとして排出する。 ・ごみゼロ化推進員の協力の下、市が地区集積所を管理・運営する。
	開設時期・使用期間
	・市民が早期に後片付けを開始できるように可能な限り早期に開設 ・被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数か月

※東京都災害廃棄物処理計画で定められている「集積所」を、市では「緊急仮置場」と「地区集積所」に細分類しています。

分類	役割・特徴
一次仮置場	・主に市の民間委託事業者や家屋解体事業者等が地区集積所や被災現場等から搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別、破碎等)を行い、中間処理施設等へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・大規模な市内の公園や運動場等に設置する。 ・緊急仮置場や地区集積所から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業によりコンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物、家電4品目等に分別して集積する。 ・協力協定事業者等による運営を想定し、市は開設した一次仮置場を巡回管理する。
	開設時期・使用期間
	・片付けごみの戸別収集が開始される前までに開設 ・災害廃棄物処理が完了するまで開設（1年以上に及ぶことがある。） ・中間処理施設等への搬送が終了し、使用終了箇所から順次廃止

分類	役割・特徴
二次仮置場	・一次仮置場での分別・選別が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体により合同で設置する。 ・一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、膨大な災害廃棄物が一度に発生した場合等に設置するもので、仮設処理施設の設置を含めて東京都に委託することもある。
	開設時期・使用期間
	・被害が甚大な場合、被災後数か月以内に開設 ・搬入された災害廃棄物を全て搬出するまで開設（1年以上に及ぶことがある）

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

※緊急仮置場・地区集積所・一次仮置場・二次仮置場の総称を「仮置場」とします。

第7節 各主体の役割

1. 市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市は、市域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集し、処理・処分まで一時的に保管するための地区集積所・一次仮置場（以下「一次仮置場等」という。）の管理・運営を行います。並行して、生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集・運搬を行います。災害廃棄物等の処理については、平常時から災害時の対応について一部事務組合等と協議し、協力・連携体制を構築します。

2. 市民の役割

被災地域の市民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害時に発生する廃棄物の適正な処理のためには、排出段階での分別の徹底等の役割を果たすことが求められます。

また、後片付けに便乗して災害に起因した廃棄物以外のものを出さない、定められた一次仮置場等以外の場所に勝手に出さないなど、緊急時だからこそ、モラルのある排出が求められます。

自主防災組織等で、独自の地区集積所候補地を平常時から検討する場合は、市と協議・情報共有しながら候補地を選定する等、協力・連携体制の構築に協力することが求められます。

3. ごみゼロ化推進員の役割

市民の代表として、排出段階での分別の徹底などを率先して実行することが求められます。災害時に市が周知・広報する内容を市民に広げる役割も期待されます。

また、災害時に市が開設する地区集積所の管理・運営について、市の協力要請にのっとり、管理・運営の補助を行うことが求められます。

4. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、社会福祉協議会が立ち上げる災害ボランティアセンターに登録し、支援ニーズのある被災者宅に派遣されます。被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う際は、市が定めた分別による排出や、市が指定している排出先に持ち込む等の協力が求められます。

被災した市民は心身ともに疲弊した状態であることから、被災市民に寄り添った行動が求められます。

5. 民間事業者の役割

民間事業者は、原則として排出者責任に基づき、事業に伴い排出される廃棄物の処理を行います。また、危険物、有害物等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めることが求められます。

ただし、平常時と同様の処理が困難な場合などは、排出抑制や一時的な保管に関する要請に応じるなど、市の廃棄物処理に協力することが求められます。

6. 一部事務組合の役割

浅川清流環境組合は、平常時から災害時に発生した廃棄物の受入れに関して市と協議を行い、災害時には適正かつ円滑・迅速に廃棄物の処理を行います。

また、組合施設での処理が困難な場合は、他の処理施設での処理について検討・調整する必要があることから、平常時より東京都と災害時の対応に関して調整を行います。

7. 東京都の役割

東京都は、各自治体が適正に災害廃棄物を処理できるよう、被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援、他道府県への広域処理の要請等の各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受け、市における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、市に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

8. 国の役割

国（環境省）は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等（詳細については巻末資料 P〇参照）をはじめとした被災自治体への支援の枠組みを整備・構築します。発災後は、必要に応じて環境省職員の現地派遣や東京都を通じた技術的助言を行うなど、処理主体である市が適正に災害廃棄物を処理できるよう支援します。あわせて、大規模災害発生時における特例措置の検討、処理事業費の概算の考え方、財政措置の事務手続の簡素化、速やかな交付等、制度面・財政面からも必要な支援を実施します。

また、市において災害廃棄物処理の対応が困難な場合には、災害対策基本法第 86 条の 5 の規定に基づく市からの要請を受けて、代行の可否を確認した上で、国による代行処理が行われることがあります。

9. 協定事業者の役割

協定事業者等は、市と締結した協定内容に基づき、可能な範囲で災害時に発生した廃棄物処理に必要な車両・人員・資機材等の確保・調達に係る支援を行うなど、市と協力して災害時の廃棄物処理対応に当たります。また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、東京都及び市が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見や能力をいかした役割を果たすことが求められます。

第8節 発災前後の業務の流れ

平常時及び発災後に市が取り組むべき業務の流れを以下に示します。なお、災害の種類により優先順位、対応方針等が変わるため、様々な状況での業務の流れを整理し、災害廃棄物対策マニュアルの作成を進めます。



図 1-4 発災前後の業務の流れ

第 2 章 平常時の対策

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災時の様々な状況を想定して対策を検討し準備する必要があります。以下に平常時における対策を示します。

第 1 節 組織体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するには、速やかな庁内組織体制の構築及び指揮命令系統の確立が必須です。東京都をはじめとした各主体と連携するとともに、各々の担当が共通認識の下で日々の業務を行っていく必要があります。

「小金井市地域防災計画」で規定された災害対策各部の分掌事務を踏まえた組織体制は図 2-1 のとおりです。災害時に発生する廃棄物処理の組織体制の主体は、災害対策環境部清掃班とし、東京都との連携を円滑に行うため、東京都の体制を踏まえた、総務、資源管理、処理、受援の 4 つのグループで対応に当たります。

また、発災の時間帯等により職員の参集が困難な場合など、人員が不足する場合には、代理の総括責任者を置く等の対応が必要になるため、平常時から様々な場面を想定した組織体制を構築できるよう、その他部署との連携強化も図り、各種協定や国の支援制度等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。（災害対策本部の組織体制や清掃班の業務分掌は巻末資料 P○参照）

★ 風水害の場合、局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれます。平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要なことから、原則として平常時の体制の延長で対応します。

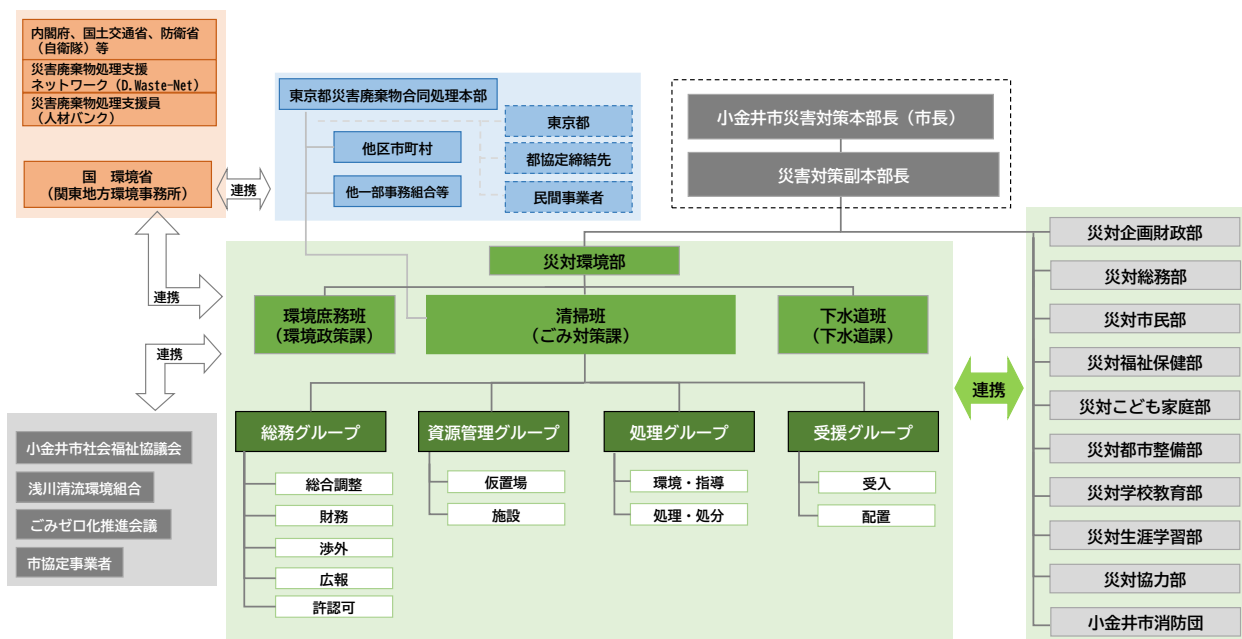


図 2-1 大規模災害時の災害廃棄物処理に関する組織体制

第2節 協力体制・受援体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するため、関係行政機関だけでなく市民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築する必要があります。市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を推進します。（各種協定は巻末資料P〇参照）

被災した場合は、協定や相互支援の枠組み等に基づき様々な主体からの支援が想定されます。これらの支援を円滑に受け入れるための受援体制を、発災後早期に構築します。他自治体等からの支援が開始されるまでに一定の時間を要することを踏まえ、対応事項に優先順位を付け、受援体制を構築します。「いつ」「誰から」「何を」「どうやって」支援を受けるかを明確にし、支援を最大限活用します。

平常時には国や東京都が実施する研修等を通じて、国や東京都との連携体制、他自治体等（近隣及び遠隔地の自治体）、民間事業者等との連携体制を強化・顔の見える関係を構築します。

表 2-1 想定される支援内容及び支援主体

支援内容（例）		国・都・学識経験者	他自治体	民間事業者	災害ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等		○		
実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定の補助等		○	○	
設計・積算	発注に係る設計、積算補助等		○	○	
契約	契約事務補助等		○		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○		
ごみの排出	被災家屋からのごみ出し、分別作業避難拠点等での分別補助		○	○	○
収集・運搬	生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集・運搬		○	○	
情報収集 現地確認	発災後の対応状況等に係る情報収集 一次仮置場等の状況に係る現地確認		○	○	
一次仮置場等の 管理・運営	一次仮置場等の運営、管理状況の監督等		○	○	
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	市民への広報		○		

1. 国及び東京都との連携

国や東京都との連携体制を構築し、常に災害廃棄物に関する最新情報を得るよう努めます。

また、被害が甚大な場合、「災害対策基本法」第 86 条の 5 に基づく代行処理を迅速に行えるようにします。

2. 一部事務組合等との連携

一部事務組合及びその構成市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、合同処理のための連携体制を構築します。

3. 他自治体、民間事業者等との協定

災害廃棄物を速やかに処理するため、他自治体（近隣及び遠隔地の自治体）や民間事業者等と、災害廃棄物の処理や物資の提供等に関する協定を締結するよう努めます。

4. 災害ボランティアとの連携体制の構築

発災後のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小金井市社会福祉協議会や東京都災害ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、災害ボランティアへの協力依頼事項を速やかに提示します。

5. 市民との協力体制

発災後の混乱した状況下においても、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物処理を行うため、ごみゼロ化推進員をはじめとした市民との協働を図り、役割を明確にした初期対応に当たれるよう協力体制の構築を進めます。

6. 広域連携体制の構築

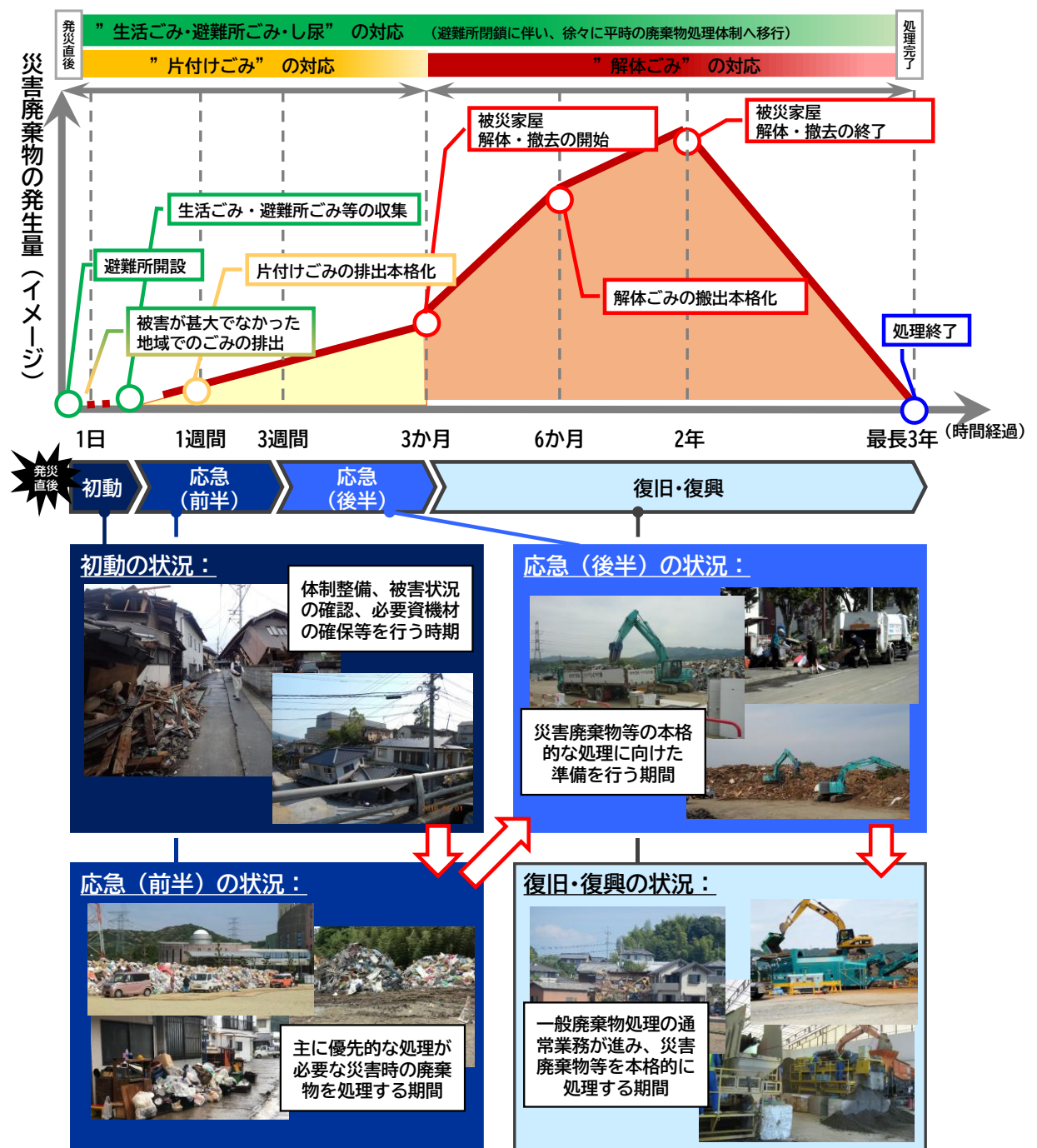
大規模な災害の発生に備え、国や東京都、一部事務組合（構成市を含む。）、協定締結自治体、民間事業者等との広域連携体制を構築するとともに、国等からの支援の活用を行います。

第3節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討

1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像

時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量（図 2-2）に示すとおり、発災直後から処理完了までの間には様々な対応が求められます。安定的かつ着実に災害廃棄物処理対応に当たるためにも、災害時に発生する廃棄物の処理フローを平常時から検討し、災害時は、被害状況に応じて適切に対応に当たります。

また、発災後の時期によって発生する廃棄物の種類や量も異なるため、時期区分に応じた対応が必要です。特に発災初動期での対応遅れはその後の対応全てに影響し、処理目標期間での処理が困難となることから、発災初動期に対応すべき事項は事前に整理する必要があります。発災後の時期区分に応じた対応のポイントは表 2-2 のとおり、災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュールは図 2-3 のとおりです。



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

図 2-2 時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量

表 2-2 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

時期区分	対応のポイント
初動期	・安全及び組織体制の確保・決定 ➢ 通信手段の確保、安否情報・参集状況の確認、災害時組織体制への移行 ・情報収集、当面の処理の見通しに係る判断 ➢ 被災状況に係る情報収集、災害廃棄物発生量の推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援要請 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理体制の確保、処理方針の決定 ➢ 収集・運搬体制の確保、処理施設等の搬入先の確保、市民・災害ボランティア等へのごみ出しルール等の周知、腐敗性ごみ、衛生ごみなど優先度の高い廃棄物から収集・運搬の実施 ・災害廃棄物の処理体制の構築、処理方針の決定 ➢ 一次仮置場等設置場所の確保、災害廃棄物の収集方法の検討・決定、車両・資機材・人員の確保、市民・災害ボランティア等への周知、地区集積所の開設
応急対応 (前半)	・継続的な一般廃棄物処理体制の確保 ➢ 継続的な処理体制への移行、人員増強の検討 ・災害廃棄物の適正処理及び一次仮置場等の適切な管理・運営 ➢ 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な収集・処理、一次仮置場等の管理・運営 ・災害廃棄物処理事業費の確保及び各種契約事務 ➢ 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金対応、災害報告書の作成、車両・人員・業務委託等に係る契約事務対応、支出管理
応急対応 (後半)	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ➢ 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間及び処理スケジュールの検討 ・損壊家屋の公費解体等に係る体制構築 ➢ 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、市民等への周知、申請窓口の設置 ・処理ルート of 整備 ➢ 複数自治体による合同で設置する二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大
復旧・復興	・災害廃棄物処理事業の実施・進捗管理 ・全体管理（撤去進捗、処理進捗等）

参考：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3（2021）年3月改訂、環境省）、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30（2018）年3月、環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所）、「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）

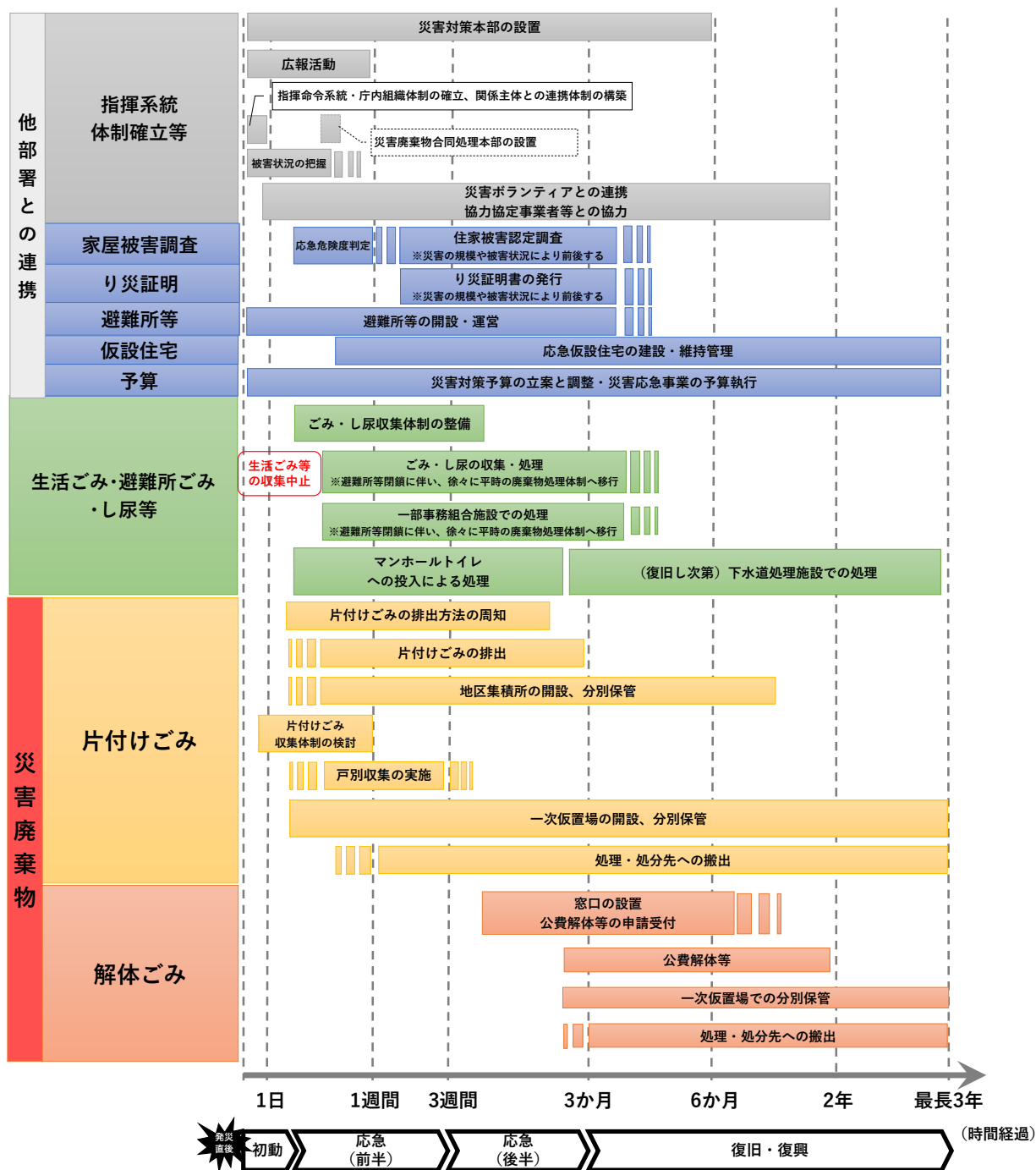


図 2-3 災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュール

2. 生活ごみ・避難所ごみの処理

大規模地震が発生した場合、発災直後は生活ごみの収集を中止し、被災状況の把握などの緊急対応を優先的にを行うことを原則とします。道路状況や避難所の開設状況などを情報収集したのち、避難所ごみを含めた収集・運搬ルートの方定等初動体制を確立し、被災状況に応じた生活ごみ・避難所ごみの収集を速やかに実施します。

停電時・断水時に発生が予想される冷蔵庫の中身（腐敗性のある燃やすごみ）や、使用済携帯トイレ等（衛生ごみ）の保管方法・排出方法については、発災後速やかに市から広報・周知します。

発災時は生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、腐敗性のある燃やすごみ、衛生ごみを最優先で収集します。その後、体制が整い次第速やかに燃やさないごみ等の収集を再開します。

（1）生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

生活ごみについては、可能な限り平常どおりの収集としますが、被災状況に応じて分別区分や収集頻度を変更する等、収集方法等を含め検討します。また、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、一部事務組合等と協議し、可能な場合は早朝・夜間収集等により対応します。（生活ごみの収集に関する留意点は巻末資料 P○参照）

発災時であっても、ごみの分別を行うことがその後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう対応を検討します。ただし、発災直後、避難所は混乱していると考えられます。平常時と同様の分別を行うことが困難であることが想定されるときは、被災状況、避難者数を考慮し、避難所ごみの分別区分を決定します。（避難所ごみの分別に関する留意点は巻末資料 P○参照）

被災状況によっては平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて他市町村等へ支援を要請し、車両を確保します。

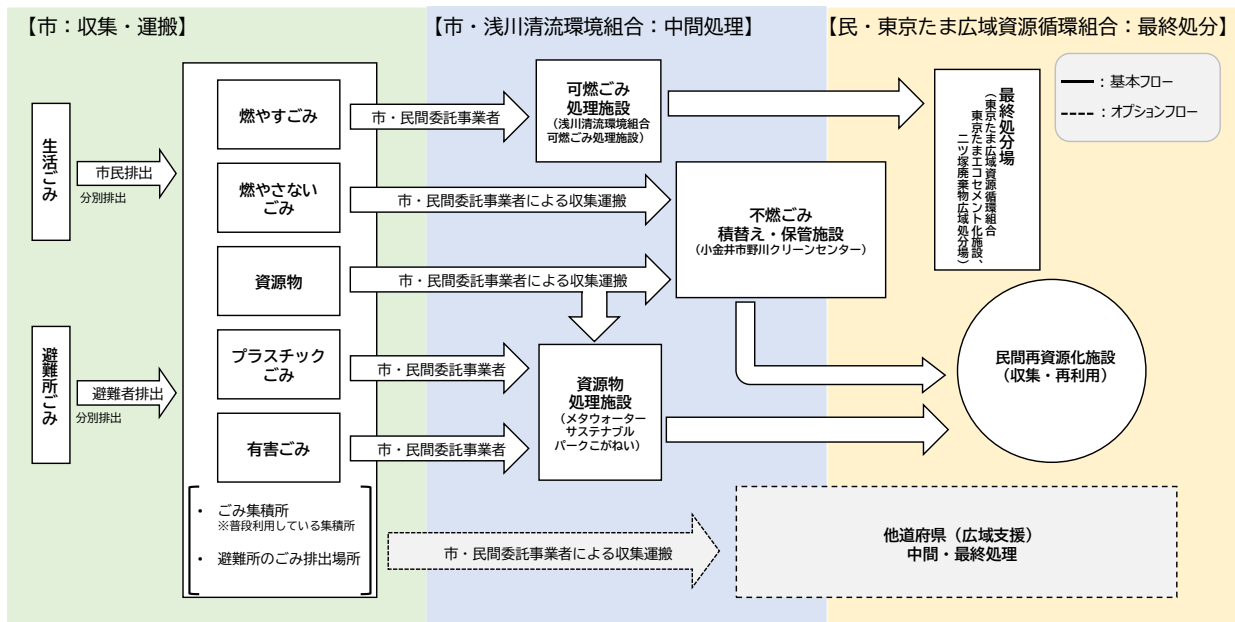


図 2-4 生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

3. し尿の処理

平常時においては、避難者数をあらかじめ予測した上で、避難所の位置や仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）の備蓄数を担当課と連携して把握するなど、し尿処理体制を検討します。発災時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることも想定されるため、これらの状況にも耐えられるよう対応方法を検討します。（し尿収集必要量、仮設トイレ必要設置基数は巻末資料 P○参照）

し尿処理施設が被災した場合、発災初動期には携帯トイレ・簡易トイレを活用します。膨大に発生する携帯トイレ等の収集・処理方法については、平常時から一部事務組合等と検討します。

（1）し尿処理フロー

し尿処理は、可能な限り平常どおり公共下水道又は一部事務組合等のし尿処理施設で行います。災害によりし尿処理施設が被災した場合や、要処理量が処理能力を上回った場合などでは、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、東京都下水道局が指定する水再生センター（北多摩一号水再生センター）で処理します。

マンホールトイレを除く仮設トイレ等のし尿収集については、「災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結している収集運搬事業者、場合によってはそれ以外の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行います。被災状況によって収集・運搬車両が不足する場合は、近隣自治体、東京都及び関連団体に支援を要請します。

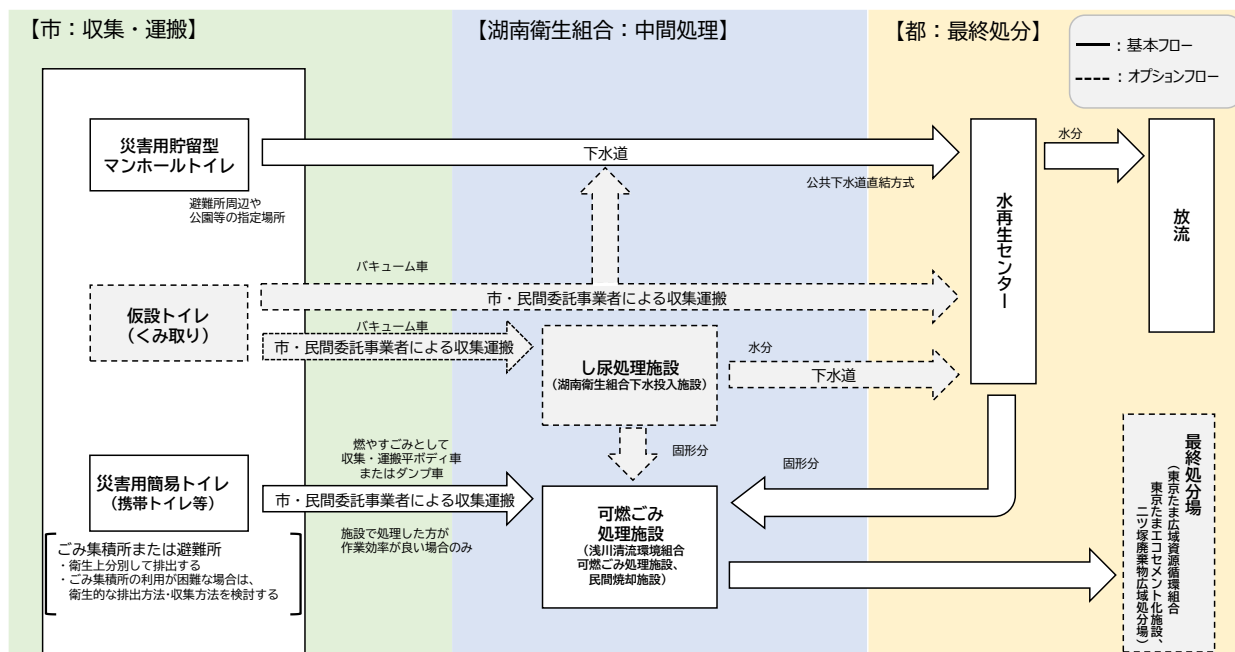


図 2-5 し尿処理フロー

(2) 応急仮設トイレの設置状況等

要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の確保状況について担当課から情報収集し、し尿収集必要量に応じた対策を平常時から検討します。

また、避難所となる公共施設のマンホールトイレの設置・改修状況について、担当課と連携して平常時から把握します。（マンホールトイレ等の概要については巻末資料 P〇参照）

4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理フロー

市民が自宅の後片付けを行った際に排出される片付けごみや、公費解体等に伴い生じる解体ごみ等の災害廃棄物は、処理先への搬出までの間、市が設置する一次仮置場等で分別した上で一時的に保管します。

災害の規模や被害状況等を踏まえ、必要に応じて二次仮置場を設置し、一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却処理等を行います。焼却・資源化できない廃棄物は最終処分します。

片付けごみ・解体ごみ等の処理は、時間経過に応じて対応に注力する廃棄物の種類・量が異なることから、片付けごみ・解体ごみ等の処理フローは発災後の時期区分に応じて作成します。

震災初動期から応急対応（後半）までは、住居の後片付けを行った際に排出される片付けごみの対応に注力します。地区集積所に持ち込まれた片付けごみを搬出できるよう一次仮置場を早期に設置します。

復旧・復興期以降は、解体ごみへの対応が中心となり、一次仮置場への搬入量も増えることから、応急対応（後半）までと同様、一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、解体現場において分別を徹底するほか、廃棄物の種類ごとに処理先候補を定める等の対策を講じます。

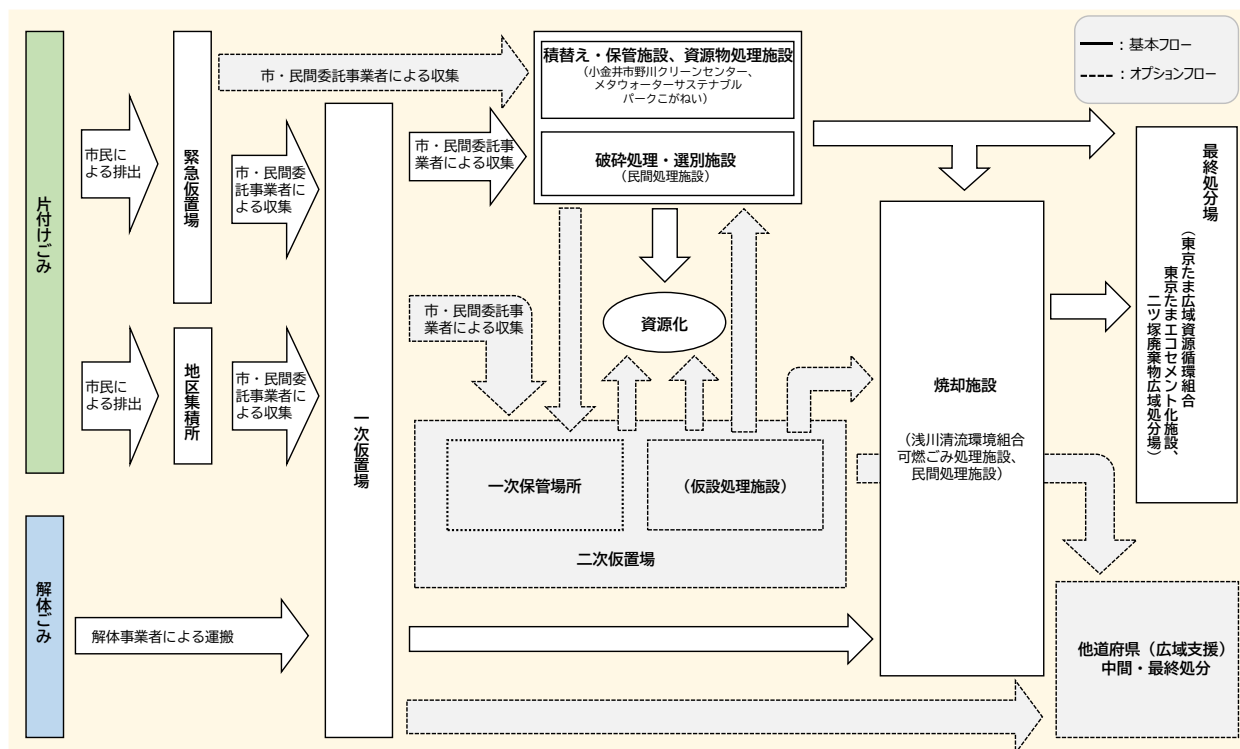


図 2-6 災害廃棄物の処理フロー

(1) 片付けごみの収集方法の検討

市の地域特性を踏まえると、一定面積以上の一次仮置場の複数設置は困難であることから、設置した一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、排出段階での分別区分を明確化するほか、ごみの種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じる必要があります。

市は早期に市民が片付けごみを排出できるよう地区集積所の開設を優先的に進めるとともに、緊急仮置場に排出された片付けごみを戸別収集する体制を構築します。市民は小型家電や平常時に市が収集していない危険物等の廃棄物を周辺の地区集積所に持ち込み、市は持ち込まれた片付けごみを原則一次仮置場に搬出します。

また、市民が片付けごみを持ち込む地区集積所の候補地も限られることから、大型家具や大型家電等に品目を限定して、緊急仮置場に排出された片付けごみの戸別収集を実施します。平常時の分別品目に該当する片付けごみ（災害に起因して割れた食器やガラス等）は、生活ごみの収集が再開するまで自宅で保管し、収集再開後に生活ごみと併せて収集します。

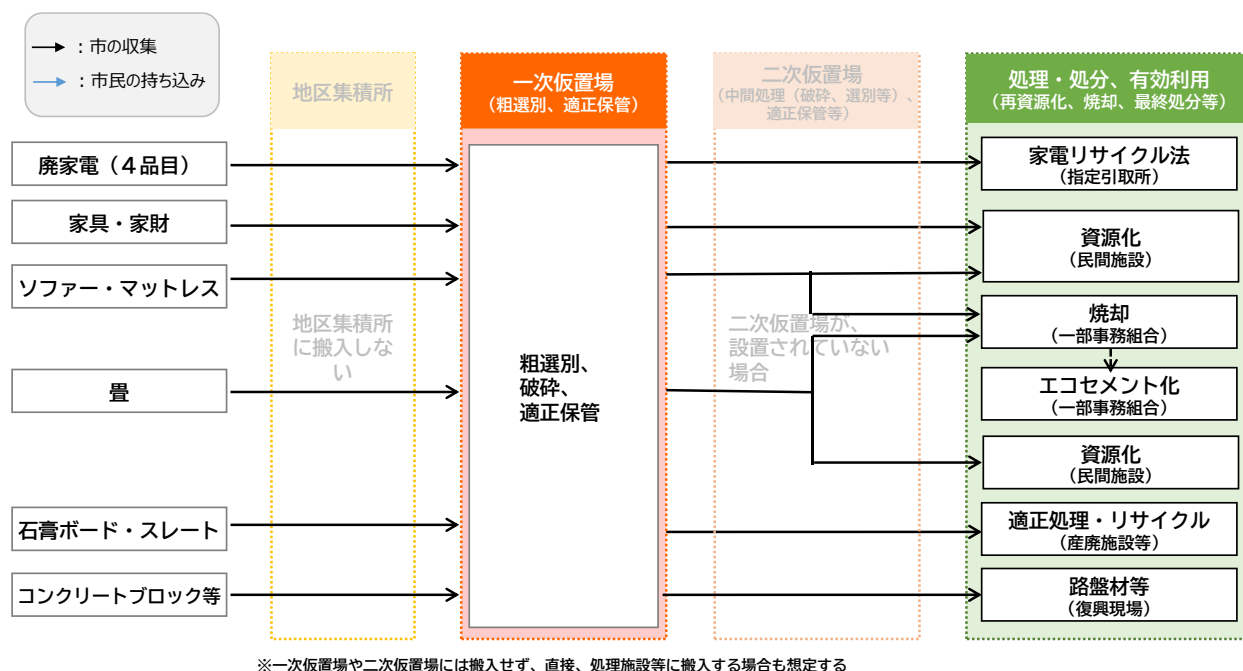


図 2-7 各廃棄物の収集フロー（緊急仮置場へ排出された片付けごみの戸別収集）

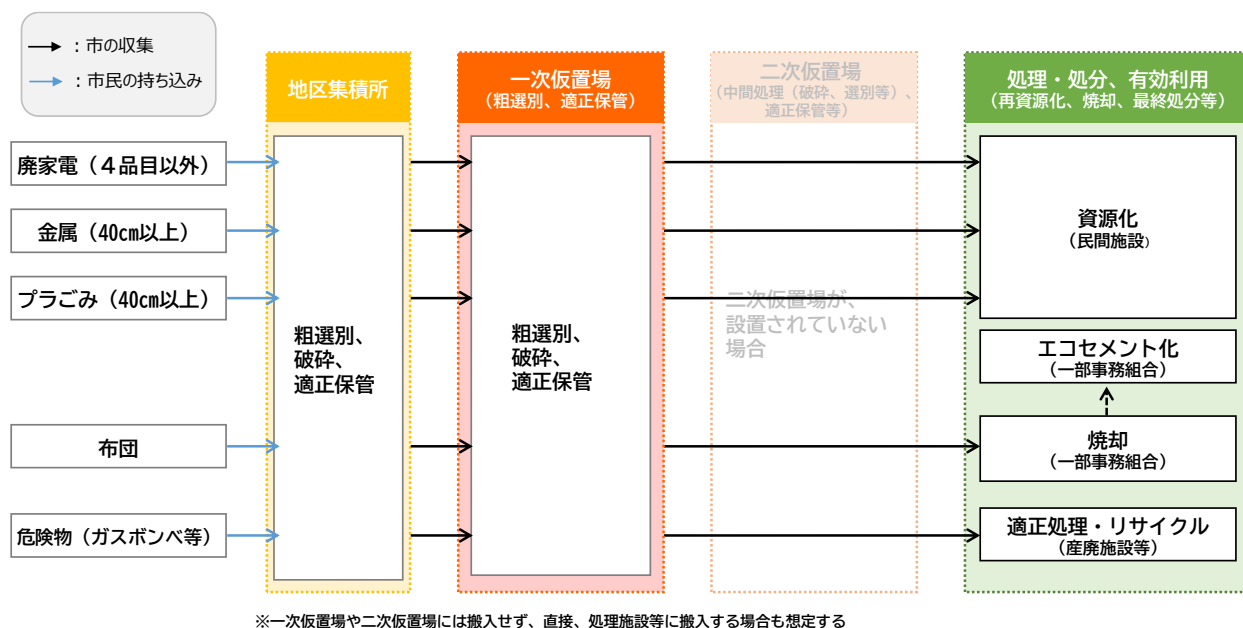


図 2-8 各廃棄物の収集フロー（地区集積所へ持ち込まれた片付けごみの収集）

第4節 一次仮置場等候補地の検討

本市における災害廃棄物の発生量は、最大で約 20 万トンと見込まれています。発災後早期に一次仮置場等を設置できるよう、平常時から市内の一次仮置場等候補地を検討します。小金井市地域防災計画では令和 5 年 3 月現在、中間処理場（貫井北町 1-8-25）及び空缶・古紙等処理場（中町 3-19-16）等を一次仮置場とすることを想定していますが、清掃関連施設整備事業の完了に伴い、小金井市野川クリーンセンター（東町 1-7-19）及びメタウォーターサステナブルパークこがねい（貫井北町 1-8-25）は災害廃棄物の一時保管場所である地区集積所として活用することとなります。これまでの大規模災害時の事例から、災害リスクを考慮し複数の一次仮置場設置が必要になることが考えられることから、自主防災組織等が市と協議して選定した地区集積所も含めて複数箇所を一次仮置場等候補地としてリスト化します。

なお、二次仮置場については、発災後の被災状況や処理状況等を踏まえ、東京都と協議の上、広域連携体制での設置も検討します。

発災時には、実際の建物被害棟数を把握した上で、災害廃棄物の発生量の推計方法に従い仮置場の必要面積を推計します。（仮置場の面積の計算方法については巻末資料 P〇参照）

第5節 職員への教育訓練

発災後に適正に災害廃棄物処理を実施するため、本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。

業務を担当する職員は、国や東京都が実施する研修や訓練へ積極的に参加し、災害対応力の向上を図ります。また、訓練等の参加によって得られた気づきや課題等を関係団体等にも情報共有することで、平常時から担当者間の連携強化を図ります。

表 2-3 主な研修・訓練

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	・ 本計画の内容周知 ・ 基礎的な知識の習得
国や東京都が実施する定期研修	ごみ対策課と関係部署	随時	・ 本計画の点検、実効性の検証 ・ 他団体の事例確認 ・ 視察 ・ その他
国や東京都が実施する情報伝達訓練	ごみ対策課と関係団体	随時	・ 協定内容の再確認 ・ 各団体の状況確認 ・ 要請手順の確認
市民に向けた情報提供	ごみ対策課とごみゼロ化推進員、自治会等の市民	随時	・ 災害時の廃棄物の排出に関する協力依頼事項の周知 ・ 地区集積所の管理方法の検討・協議 ・ その他

第6節 本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、法令、指針、東京都災害廃棄物処理計画、研修や災害訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第 3 章 初動期（発災後約 1 か月まで）

第 1 節 発災から 24 時間まで

1. 廃棄物処理に関する組織の設置

（1）職員の安否確認、参集状況の確認

市職員・民間委託事業者等の安否確認を行います。集約した情報は速やかに市災害対策本部に報告します。

（2）災害時の組織体制への移行

小金井市地域防災計画に定められている設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、平常時に検討した庁内組織体制を基に、職員の参集状況に応じて役割分担を決定し、速やかに災害廃棄物処理体制に移行します。

★水害の場合は局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれていることから、平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要です。小規模な水害等の場合は、原則平常時の体制の延長で対応しますが、必要に応じて専門チームの構築を検討します。

2. 廃棄物処理に関する情報収集

災害廃棄物の処理方針を決定するため、国や東京都、災害対策本部等からの情報について、災害対策環境部清掃班において一元管理するとともに、関係部署と情報共有します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集、把握します。

（1）市内の被害状況の把握

平常時の廃棄物収集・処理体制の維持が可能かを判断するため、車両や運搬ルート等の被災状況の確認に努めます。

また、被災道路や建物被害棟数等の情報を、災害対策本部や建物等の被害調査を行う担当課から情報収集・整理します。

(2)避難所の開設状況の把握

災害対策本部や避難所運営担当課等を通じて、避難所・福祉避難所等の開設状況を把握し、各避難所等のごみの排出状況や災害用トイレの排出状況等を確認します。また、緊急医療救護所・医療救護所の開設状況も併せて把握します。

(3)処理施設の被害状況の確認

平常時に廃棄物の処理を行っている施設等の被災状況及び復旧見通しを把握し、災害対策本部に報告します。

(4)収集・運搬車両等の被害状況の確認

廃棄物の収集・運搬体制を確保するため、市所有の収集・運搬車両の被災状況及び雇上業者（人員・車両）・市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者・資源物回収委託事業者の被災状況を把握し、収集・運搬車両等の被災状況を災害対策本部に報告します。

(5)東京都、国への情報共有

収集した建物被害棟数や収集・運搬車両、廃棄物処理施設等の被災状況等を集約し、東京都を通じて国へ報告します。被災状況の報告は継続的に行い、東京都、国との情報共有を図ります。

3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定

平常時に検討した災害時に発生する廃棄物の処理フローを基に、被災状況を鑑みた災害時に発生する廃棄物の処理方針を検討・決定します。

処理方針を検討する際は、災害廃棄物合同処理本部とも協議の上で処理方針を決定します。

4. 周知・広報

市民・災害ボランティアに対して、ごみ出しに係る情報（例：排出場所、排出可能期間、分別区分等）を速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し周知・広報を行います。情報は予定も含めて随時更新します。

市民・災害ボランティアは市が周知・広報する情報を随時確認し、その情報に基づいてごみを排出することが求められます。

表 3-1 情報伝達方法（例）

情報伝達方法	内容
デ ジ タ ル 媒 体	市ホームページ、ごみ分別アプリ、こがねい安全・安心メール、Yahoo!防災速報、SNS（X等）
ア ナ ロ グ 媒 体	紙媒体：市報、自治会だより、パンフレット 掲示物：ポスター、広報掲示板、避難所掲示板
マ ス メ デ ィ ア	緊急速報メール、新聞（地方欄）、ケーブルテレビ、ラジオ
説 明 会、講 座 等	学校、事業所、自治会、管理組合等への出張講座
そ の 他	防災行政無線（自動音声応答サービス）、広報車、ごみゼロ化推進員等を通じた広報等

（1）生活ごみに関する市民等への広報

大規模な災害が発生した場合、発災直後に生活ごみの収集を中止する旨の周知を行います。また、臨時的な分別区分に変更する場合は、排出方法等の情報提供を速やかに行います。

高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、上層階に居住する市民は集積所にごみを排出することが困難になることが予想されるため、市民同士で助け合って順番にごみ出しするようにするなど、協力を求めます。

(2)し尿に関する市民等への広報

下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレを使用します。使用済携帯トイレ等の排出場所・排出方法等を周知します。

下水道が被災している地域では、住宅のトイレが使用可能であっても住宅のトイレは使用せずに、下水道の復旧までは携帯トイレ・簡易トイレの使用のほか、避難所のマンホールトイレを利用するよう周知します。

(3)避難所ごみに関する市民等への広報

避難所におけるごみの排出場所・排出方法等について、避難所の管理担当を通じて周知します。

★大型台風等の接近に伴い避難所を開設する場合には、避難所が開設されたと同時にごみの排出場所・排出方法等を周知します。

(4)片付けごみに関する市民等への広報

生活ごみの収集体制の再構築を優先するため、発災から一定期間は片付けごみの排出を控えるよう市民に周知を行います。なお、片付けごみの排出場所や分別方法等については、被災状況を踏まえ、速やかに周知することとします。

災害ボランティアは、被災家屋の後片付けを支援することが多いため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアに対しても片付けごみの排出場所や分別方法等を周知します。

★特に水害時は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、ごみの排出・収集に係る情報を速やかに周知します。

第2節 発災 24 時間から 72 時間まで

1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討

(1) 避難所ごみの発生量、必要な仮設トイレの数量の概算

避難所避難者数に基づき、避難所ごみの発生量を推計します。(避難所ごみの発生量に関しては巻末資料 P○参照)

また、携帯トイレの発生見込量や必要な仮設トイレ数を概算します。(仮設トイレの必要基数の推計に関しては巻末資料 P○参照)

(2) 仮設トイレの設置検討

初動期は携帯・簡易トイレとマンホールトイレの活用を優先しますが、マンホールトイレが設置できない場合や、携帯トイレ及びマンホールトイレだけでは不足する場合は、避難所等に仮設トイレを設置することを設置・管理担当課に提案し、協議します。

仮設トイレが設置された場合は、設置場所や使用状況について設置・管理担当課と随時情報交換を行います。

(3) 収集・運搬体制の構築

収集・運搬等に係る協力協定事業者等の被災状況、推計した発生量を基に、収集・運搬体制を構築し、収集・運搬作業に係る計画を策定します。

避難所の開設状況や仮設トイレの設置状況に応じて収集・運搬体制を構築し、作業計画を作成します。

平常時の収集・運搬ルートが通行できない場合は、臨時のルートを検討します。

市所有及び雇上事業者の収集・運搬車両だけでは必要台数を確保できない場合は、東京都等へ支援要請を行います。

2. 災害廃棄物発生量の推計

発災後の建物被害棟数等のデータから災害廃棄物の発生量を推計します。(災害廃棄物の発生量に関しては巻末資料 P○参照)

災害廃棄物の発生量は、最新情報を用いて適宜見直しを行います。見直した結果は東京都に都度情報共有を行います。

3. 片付けごみの収集体制の構築

(1) 片付けごみの収集方法の検討

前述の処理方針に基づき、市民が排出する片付けごみの収集方法を決定します。
また、市内道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集ルートを選定します。

★風水害時は、被害は限定的ながらも、災害が収まった直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、速やかに収集体制を構築します。処理に当たっては、一次仮置場等を設置しない場合は、小金井市野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねいの敷地に搬入し、敷地内で分別を行います。

(2) 片付けごみの収集体制の構築

市所有及び雇上事業者、協定締結事業者の車両を確保し、地区集積所に持ち込まれた片付けごみ・戸別収集による片付けごみ両方に必要な収集体制を構築します。必要台数を確保できない場合には、東京都等へ支援要請を行います。

(3) 不法投棄対策

宅地や空き地、仮置場への不法投棄対策を行います。具体的には、警察等と連携した市内巡回パトロールや、可能な場合には敷地の出入口を封鎖するなど、不法投棄を未然に防ぐための対策を講じます。また便乗ごみ対策として、受付で搬入物をチェックし、ルールを逸脱したものに関しては、持ち帰ってもらうなどの対策を徹底します。

4. 地区集積所の開設・運営

(1) 地区集積所の確保

市民や災害ボランティア等が片付けごみを持ち込むことができるよう、できる限り生活圏に近い場所に候補地を選定し、災害対策本部と調整して最終決定します。候補地は、平常時に検討した候補地を基本とし、被災状況に応じて選定します。

(2) 地区集積所の管理・運営体制の構築

地区集積所の管理に必要な人員は、庁内連携により確保します。

運営体制はごみゼロ化推進員の協力を受け構築することを前提としますが、人員体制が不足する場合は協定締結事業者等の協力を得て確保します。

(3)地区集積所の開設・運営

適切に人員・資機材を配置し、地区集積所を開設します。

地区集積所は、原則として市が管理するものとし、ごみゼロ化推進員の協力の下、適正に管理します。

地区集積所で問題が生じる（不法投棄の頻発、生活ごみと片付けごみの混在、通行障害）場合には、体制強化等の必要な対応を検討しますが、それでも問題が改善しない場合には、地区集積所の一時的な閉鎖等を検討します。

5. 災害廃棄物等の受入調整

(1)災害廃棄物等の受入れ協議

災害時に発生した廃棄物は、可能な限り資源化を行った上で、再資源化できないものは平常時の廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。平常時の廃棄物処理施設等では処理が困難な廃棄物は、民間事業者の協力を得て処理し、それでも不足する場合には、東京都外での広域処理等を検討します。

(2)処理困難物の対応検討

処理が困難な廃棄物については、被災地の生活環境の保全に支障を来さないよう処理を進める必要があります。

平常時の廃棄物処理施設等では処理できないものは、東京都内の民間事業者の協力を得て適正処理を推進します。

1. 収集・運搬の実施

(1) 生活ごみ・避難所ごみ

前述のとおり、生活ごみ、避難所ごみの収集・運搬を行います。再開時は、生ごみを含む燃やすごみの収集・運搬を優先的にを行います。

収集した燃やすごみは、原則として浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に搬入します。

(2) し尿及び使用済携帯トイレ等

前述のとおり、し尿の収集・運搬を行います。使用済携帯トイレ等は、燃やすごみとして収集する場合があります。ただし、避難所や高層マンション等では、膨大な使用済携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の燃やすごみとは分けて、使用済携帯トイレ等のみを収集する体制を構築します。収集した使用済携帯トイレ等は、浅川清流環境組合と協議の上、搬入方法等を検討します。

仮設トイレ等が設置された場合は、し尿等の収集計画を検討し、協定事業者等の吸上車（バキューム車）により収集します。搬入先は原則として湖南衛生組合し尿処理施設としますが、被災状況等に応じ、東京都が管理する北多摩一号水再生センターや指定マンホールに投入します。

(3) 片付けごみ

検討した収集方法に基づき片付けごみの収集を行います。

収集した片付けごみは、原則として一次仮置場に搬入します。ただし、民間施設を含めた平常時の廃棄物処理施設に搬入することが可能な場合（品目が限定的で混合状態となっていない場合など）、施設管理者と調整し、施設に直接搬入します。

2. 一次仮置場の開設・運営

(1) 一次仮置場の確保

必要な面積を確保できるよう、あらかじめ選定した候補地リストから発災後の状況に応じて速やかに一次仮置場や地区集積所の候補地を選定し、災害対策本部等と協議して最終決定します。

一次仮置場は使用期間が1年以上に及ぶことが想定されるため、公有地や公園、遊休地、駐車場等の長期にわたって使用できる平坦な場所で、幹線沿いや幹線に近い場所を選定します。（仮置場選定の留意点については巻末資料 P○参照）

（2）一次仮置場の管理・運営体制の構築

一次仮置場の管理・運営は、必要資機材・重機等の確保・調達を含め、原則、民間事業者へ委託します。

ただし、開設直後から民間事業者の支援が得られるとは限らないことから、発災当初一定期間は市職員が管理・運営する場合もあります。

（3）一次仮置場の開設・管理・運営

一次仮置場の開設後は、その管理・運営を民間事業者へ委ね、市はその状況を監理（監督）します。

3. 支援の要請、広域連携体制の判断

市が構築した体制では対応が困難と判断した場合に、広域連携体制に移行します。

（1）収集・運搬の支援要請

市の構築した収集・運搬体制では対応が困難と判断した場合、片付けごみの種類及び量等を踏まえ、支援が必要な収集・運搬車両の種類や台数を検討し、東京都に対して臨時車両の要請を行います。また、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」の枠組みの活用も検討します。

（2）広域処理の要請

災害廃棄物は、可能な限り平常時の廃棄物処理施設内での処理を原則としますが、処理の加速化のため、東京都とも連携し、広域処理についても検討します。

第4節 発災1週間から1か月まで

1. 公費解体等の実施判断・準備

(1) 公費解体等の実施判断・準備

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがある建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、市の判断で撤去等を行う場合があります。

また、被災状況によっては公費解体や費用償還（自費解体）の実施について、東京都や国の助言等を参考に検討します。

東京都と調整し、公費解体を円滑に進めるため、発注方法等について協議します。（公費解体の事務処理手順の概略については巻末資料 P○参照）

表 3-2 公費解体等の概要

制度	概要
公費解体	● 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として、原則的には全壊判定とされた家屋等を対象に市が解体・撤去を実施する事業です。 （特定非常災害に指定された場合、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊判定の家屋等も含めて対象となります。） ● 半壊が国の補助制度の対象とならない場合は、市が独自で解体・撤去を実施するか検討します。
費用償還 （自費解体）	● 損壊家屋等の所有者が、自ら被災家屋を解体した場合にその費用を償還する制度です。 ● 対象は基本的に公費解体と同様となります。損壊家屋等の解体・撤去費用以外の費用等は償還の対象外となる場合があることに留意が必要です。

(2) 申請方法等の通知

公費解体等を実施する場合、制度に係る要綱・様式等を作成し、周知・広報を行います。

(3) 公費解体等の申請受付

公費解体等の申請受付に係る庁内体制を構築し、受付対応を行います。申請状況を踏まえ、必要に応じ、新たな職員配置や窓口業務の委託化等の体制強化に係る措置を講じます。

2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）

初動対応終了後、実際の被災状況に応じて、災害廃棄物の処理方法、処理体制等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定します。

実行計画の記載事項は、おおむね下記（表 3-3）のとおりです。処理スケジュールは、本計画の発災前後の業務の流れに基づき、実際の被害状況を踏まえて策定します。また、災害廃棄物の処理フローについても図 2-6 を参考に災害廃棄物の発生状況により策定します。

表 3-3 災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置付け	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し
7. 処理期間	第5節 処理フロー

3. 補正予算編成及び補助金導入の検討

災害廃棄物の処理費用を算定し、場合により補正予算を編成します。また、災害廃棄物の処理費用や被災家屋の解体費等の補助金確保に向けて備えることとします。

第 4 章 応急対策期から災害復旧・復興期

第 1 節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、被害の詳細が明らかになることから、それに応じて実行計画の見直しを行います。

1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し

被害状況に応じて災害廃棄物の発生量を見直します。また、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえ処理可能量を見直します。

2. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しとともに、処理スケジュールや処理フローを見直します。

3. 組織体制、協力体制の見直し

組織体制を本格的な災害廃棄物処理体制に移行させます。また、国・東京都・関係機関等との協力関係も本格的な体制に移行させます。特に被害が甚大な場合は、近隣市と協力して災害廃棄物処理を行うとともに、東京都へ事務委託することを検討します。

復旧・復興期には、災害廃棄物の処理状況に応じて、徐々に平常時の組織体制に移行させます。

4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討

災害廃棄物の処理効率を上げるため、できる限り一次仮置場等の開設箇所を集約するよう努めます。

復旧・復興期には早期の仮置場閉鎖を目指します。そのため、原状回復方法や返還時期等を検討します。

第2節 被災家屋の解体撤去

損壊家屋の撤去等に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿等を始めとした有害物の飛散防止策を徹底します。

解体ごみは、可能な限り分別した状態で一次仮置場に搬入します。ただし、状況によっては解体・撤去現場から直接二次仮置場や処理施設に搬入することも検討します。



出典：首相官邸震災復興サイト

第3節 国庫補助金業務

国庫補助には、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の二つがあります。平常時において補助対象の範囲を十分に把握した上で、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和5年12月改訂 環境省）を参考とし、実際の災害に備えます。

第4節 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗管理を随時行っています。